

## 注意！ 火災警報器の悪質訪問販売

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。高額商品を売いつける悪質訪問販売の手口も！

### 1. ポイント

- ・福岡市では、新築住宅は平成18年6月1日以降、**既存の住宅は平成21年5月末までに**火災警報器の設置が義務づけられています。
- ・消防署が直接訪問販売することはありません。
- ・警報器はホームセンターなどの量販店で購入して、自分で設置することができます。
- ・訪問販売の場合は契約書受領日から**8日間**は工事完了後でもクーリング・オフにより無条件で解約できます。※業者が「クーリング・オフできない」などと嘘を言って妨害したときはクーリング・オフ期間が延長されます。



### 2. 相談機関

★契約、販売方法などのご相談は…

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999(相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

★設置義務制度の詳細や警報器の選び方などのご相談は…

福岡市消防局各区消防署

東消防署:683-0119 博多消防署:475-0119 中央消防署:524-1501  
南消防署:541-0219 城南消防署:863-8119 早良消防署:821-0245  
西消防署:806-0642 消防局本部:725-6611

コピーして、回覧・配布などにお使いください。